

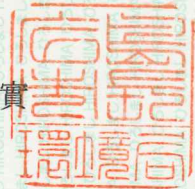
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市安佐南区大町西三丁目15番6・1号

氏名 広島きれい株式会社
代表取締役 清本 昌利
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 5年12月28日

許可の有効期限 令和 10年12月27日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
市内	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
・			
・			
・			

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>汚泥(含水率85%以下のものに限る、判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>プラスチック類(廃容器包装を含む。)</p> <p>金属くず(廃容器包装を除く。)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃容器包装を含む。)</p> <p>(これらのうち廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>汚泥(含水率85%以下のものに限る、判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>廃油</p> <p>廃酸</p> <p>廃アルカリ</p> <p>廃プラスチック類</p> <p>紙くず</p> <p>木くず</p> <p>繊維くず</p> <p>動植物性残さ</p> <p>ゴムくず</p> <p>金属くず</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず</p> <p>釘</p> <p>がれき類</p> <p>ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>